

滋賀県環境影響評価審査会の運営方針について

滋賀県環境影響評価審査会

第1 運営の方針

- (1) 配慮書（審査する場合、以下同じ）および方法書についてはそれぞれ2回程度、準備書については3回程度の開催とする。ただし、審査の状況等によっては、これら以上となることもある。
- (2) 審査は、以下の順序で進める。なお、各回で質疑応答、意見交換および討議を行う。
- ア 配慮書段階
- 1 回目-----事業・評価結果等の説明（、現地視察）
 - 2 回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見のとりまとめ
- イ 方法書段階
- 1 回目-----事業説明（、現地視察）
 - 2 回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見のとりまとめ
- ウ 準備書段階
- 1 回目-----準備書の説明（方法書の提出後、長期間経過した場合には、再度、現地視察を行うことがある。）
 - 2 回目-----要検討事項についての補足説明
 - 3 回目-----住民意見、市町長意見を踏まえた意見の取りまとめ
（事案の内容により、もう1回以上審査することもある。）
- (3) 審査に際しては、必要に応じ事業者および調査受託者の説明を求める。
- (4) 滋賀県環境影響評価条例第34条第2項に基づく専門委員は、案件に応じ必要な場合、審査に参加するものとする。
- (5) 審査会意見については、委員全員の意見を集約するものとする。
- (6) 事務局は審査会終了後、議事録を取りまとめる。
- (7) 審査会の会議および議事録等の公開については、別紙1「滋賀県環境影響評価審査会公開要領」による。
- (8) 審査会の開催の周知については、審査会開催案内を作成し、広報課県民情報室およびインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。
- (9) 審査会の傍聴については、別紙2「傍聴要領」による。

第2 審査の方針

- (1) 委員は、各自の判断と責任で意見を述べ、審査会としての統一見解として会長が集約する。
- (2) 委員は、専門分野に限定されず、配慮書、方法書および準備書の各図書について総合的な視野から審査する。
- (3) 審査は、各図書の記述内容が環境影響を判断するのに十分であるかどうかの判断を行う。
- 具体例
- ・予測の前提条件が適正か。
 - ・予測手法が適正か。
 - ・論理的であるか。
 - ・住民にも理解される内容か。
- (4) 審査は、環境に与える影響に限定し、事業が環境に配慮されているかの技術的判断を行う。
- 具体例
- ・環境への影響が住民にとって安全サイドにあるか。
 - ・環境保全対策に裏付けがあるか。
- (5) 審査会は、事業の可否について判断しない。

(別紙1)

滋賀県環境影響評価審査会公開要領

第1 審査会の公開

配慮書、方法書または準備書についての審査会は、原則として公開する。なお、公開の可否については、審査会会長の判断によるものとする。ただし、公開すべきでない環境情報を扱うときはこの限りでない。

第2 公開審査会の傍聴

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定め、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める。
- (2) 審査会が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定め、傍聴を認めた者に周知する。この場合、審査会の運営に支障があると判断される場合には、傍聴人に入場の制限その他必要な措置を取ることができるものとする。

第3 審査会結果の公表

- (1) 公開した審査会の結果については、開催後、30日以内に議事録を作成し、県民情報室に添え付け、閲覧に供する。
- (2) 非公開とした審査会の結果については、会議の開催状況を公表する。公表の方法は(1)に準ずる。

(別紙2)

傍 聴 要 領

滋賀県環境影響評価審査会

滋賀県環境影響評価審査会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県環境影響評価審査会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入して会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた時点で、受付を締め切ります。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

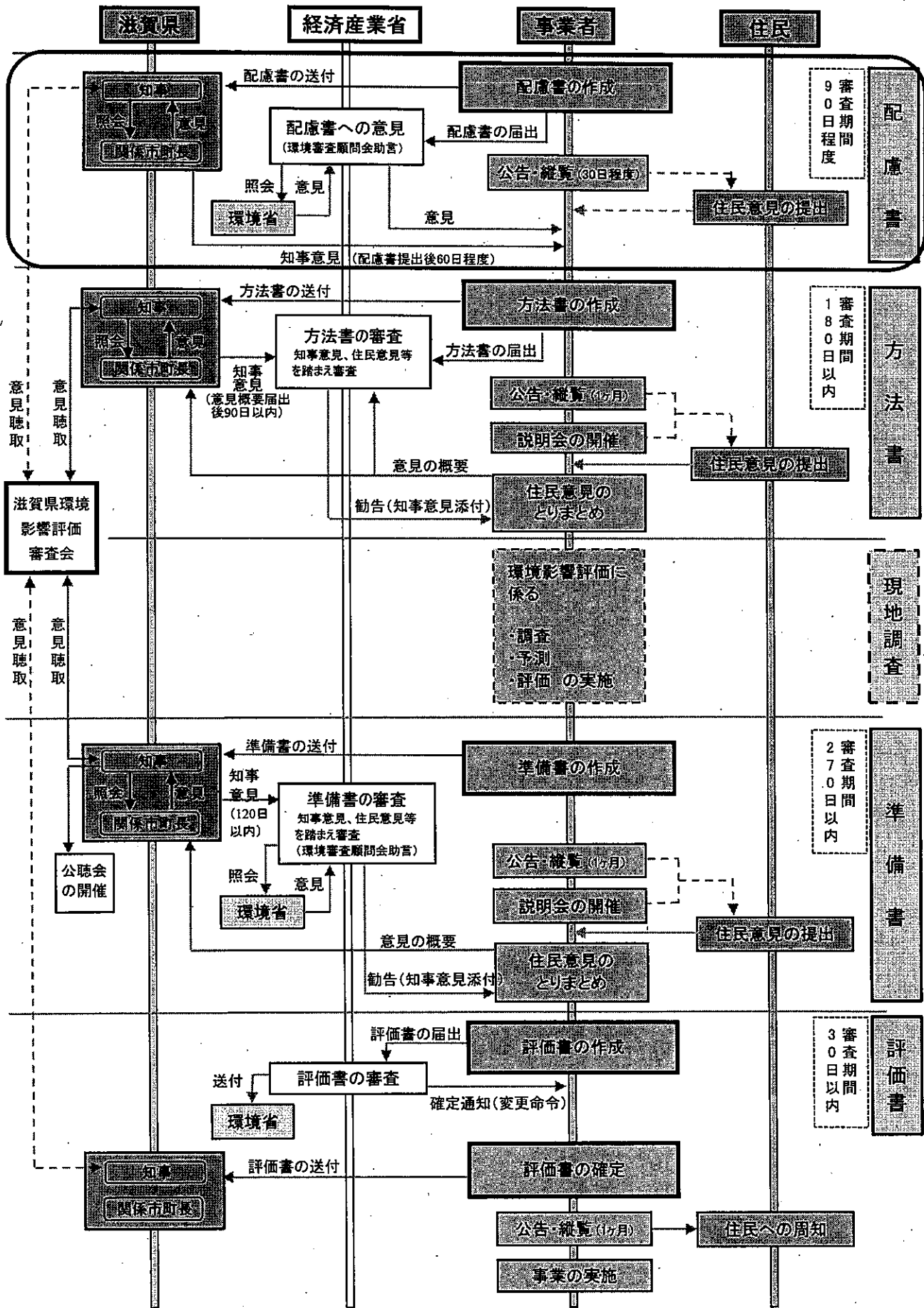
- (1) 受付時にお渡しした、環境影響評価に係る図書は、終了時に事務局（受付）あて返却してください。
- (2) 環境影響評価に係る図書については、1団体に1セット（冊）です。
- (3) 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

対象事業一覧（法および条例）

資料 2-1

環境影響評価法		滋賀県環境影響評価条例	
対象事業の種類	第1種事業	第2種事業	対象事業の種類
1. 道路 高速自動車道 首都高速道路など 一般国道 大規模林業園開発林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5~10km 幅員6.5m以上・15~20km	1. 道路 一般道路 自然公園特別地域道路
2. 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75~100ha 土地改変面積75~100ha	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上 滑走路長2500m以上	長さ7.5~10km 滑走路長1875~2500m	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875~2500m	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 出力1万kW以上 すべて	出力2.25~3万kW 出力11.25~15万kW 出力7500kW~1万kW 出力7500kW~1万kW	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力1,500kW以上（規模の変更1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25~30ha	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4 t以上（規模の変更 時間 4 t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増） 敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増） 埋立面積 3ha以上
7. 埋立、干拓	面積50ha超	面積40~50ha	埋立面積 3ha以上 新設 改築 事業面積 3ha以上 湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園は10ha以上増）） 事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
8. 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
10. 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
12. 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha	事業面積 20ha以上（森林は15ha以上、自然公園は10ha以上）
			14~17 路

環境影響評価法に基づく発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例

(抜粋)

(平成 25 年 6 月、環境省総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室)

第 I 編

配慮書手続に関するポイントと参考事例

第1章 計画段階配慮手続について

1. 1 計画段階配慮手続導入に係る背景等

平成 11 年 6 月の環境影響評価法の施行から 10 年が経過し、環境影響評価法の施行を通して明らかになった課題等を踏まえ、環境影響評価法の一部を改正する法律が平成 23 年 4 月に公布された。

本改正では、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え事業に反映していくことが望ましいことから、事業計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について検討し、その結果の検討についてまとめた配慮書を作成する手続を法に位置付け、その結果を踏まえた上で、方法書以降の手続を行うこととしている。

(図 1-1-1)。

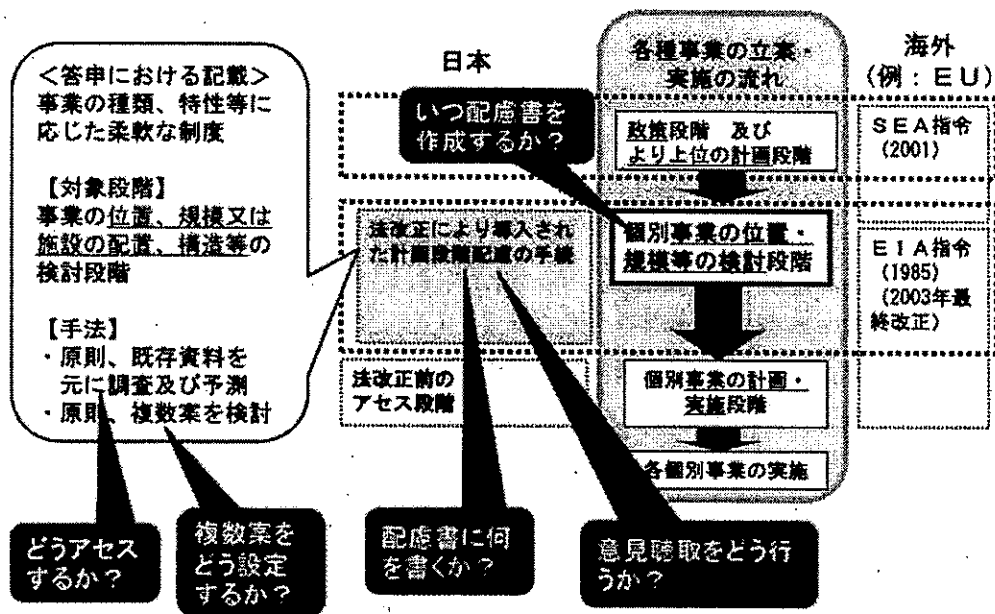


図 1-1-1 配慮書手続に関する主な論点

1. 2 基本的事項における計画段階配慮手続についての考え方

ここでは「基本的事項報告書」における計画段階配慮手続についての考え方を整理する。

まず計画段階配慮事項の範囲については、方法書手続以降の環境要素の区分及び影響要因の区分と共通とされている。また計画段階配慮手続においては、原則として、適切な複数案を設定することが基本とされている。もし複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすることが必要となる。複数案の設定の際には、位置・規模に係るものを検討するよう努める必要があるが、重大な環境影響の回避、低減のために配置・構造に係る複数案の検討が重要となる場合もある。また複数案には、現実的である場合に限り、当該事業を実施しない案（これを“ゼロ・オプション”と呼ぶ）を含めるよう努めることとされている。一方、“事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実的とは言えない”（計画段階配慮手続に係る技術ガイド、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）とも記載されている。そのため基本的に民間事業である風力発電事業については、ゼロ・オプションが想定されない場合も考えられるが、現実的であると考えられる場合においては、事業者自らの創意工夫により可能な限りゼロ・オプションを想定することが望ましい。

調査、予測及び評価においては、設定された複数の案ごとに、選定された評価項目ごとに行うことが必要となる。このうち調査については、原則として既存の資料により行うこととなるが、必要な情報が得られない場合は、専門家等からの知見の収集、現地調査・踏査等を行うことが求められる。予測については、可能な限り定量的に行うことに努め、それが困難な場合には定性的に行う。評価については、複数案間における重大な環境影響の比較整理により行うことが基本となるが、重大な環境影響では差異が見出されない場合においては、重大な環境影響の要素以外の要素についても可能な限り比較整理を行う。単一案のみが設定されている場合は、それを設定した理由、経緯等を示すとともに、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行うことが必要となる。

国や地方公共団体の環境保全上の基準・目標が示されている場合には、それらとの整合性についても可能な限り検討することが求められる。

¹ 計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成 25 年 3 月 環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）では、“ゼロ・オプションとは、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」のことであり”とされている。

1. 3 風力発電事業における立地選定の考え方、特徴等

風力発電事業における立地選定の一般的なフロー、考え方を図 1-3-1 に示す。ここに示したフローは、風況ポテンシャル、事業条件に関わる地域特性、環境影響に関わる地域特性、自治体意向、その他の社会特性等から、事業対象候補地を絞り込むまでの検討フロー(例)を整理したものである。なお、立地適否・優先順位等の検討における各項目の検討順位については、事業特性、地域特性により異なる可能性がある。また、最終的な事業の実施可否は、経済面、環境面、社会面等を総合的に検討した上で決定される。風力発電における立地選定の特徴としては、検討初期の段階で風況条件により事業性の成立を前提とした立地場所の絞り込みが行われていること等が挙げられる。

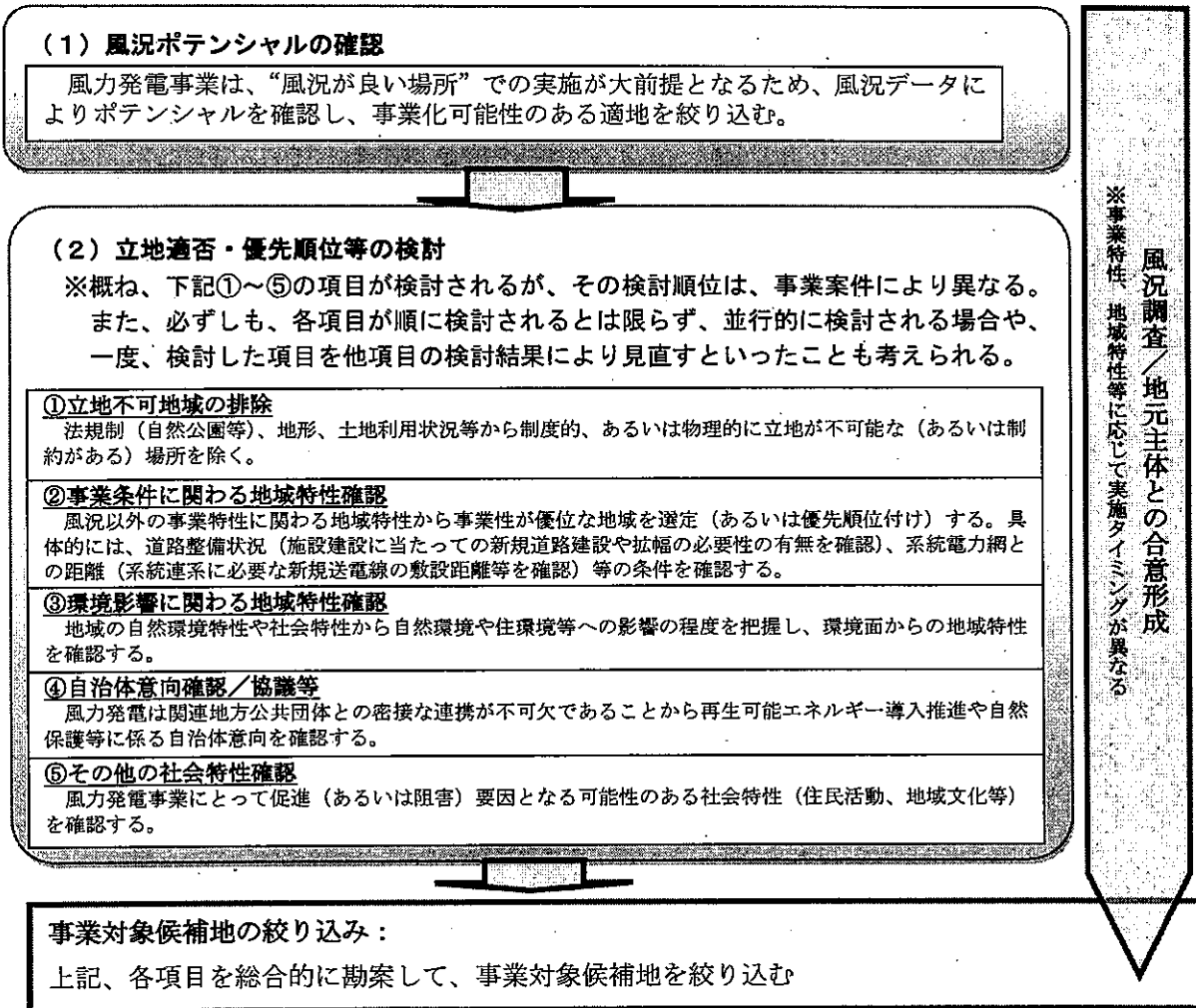


図 1-3-1 事業対象候補地を絞り込むまでの検討フロー(例)

2. 2 複数案の設定について

風力発電事業における検討ポイント

風力発電事業の場合において、複数案をどのように設定するかについて検討する際のポイントを以下に示す。

○位置・規模に関する複数案設定の考え方の整理

- 風力発電事業の位置・規模に係る複数案を検討する際には、以下に示すようないくつかの考え方がある（下図 2-2-1 参照）。
 - ▶ 検討対象エリア⁶の中から、風況や道路送電線の整備状況等から事業性があると判断された複数の候補エリア⁷を提示する。
 - ▶ 事業性があると判断されたエリアに対して、環境面なども考慮して絞り込みを行い、複数（あるいは単一）の候補エリアを提示する。
- 位置・規模に関する複数案を、どのような方法で設定するのかについて整理することがポイントとなる。

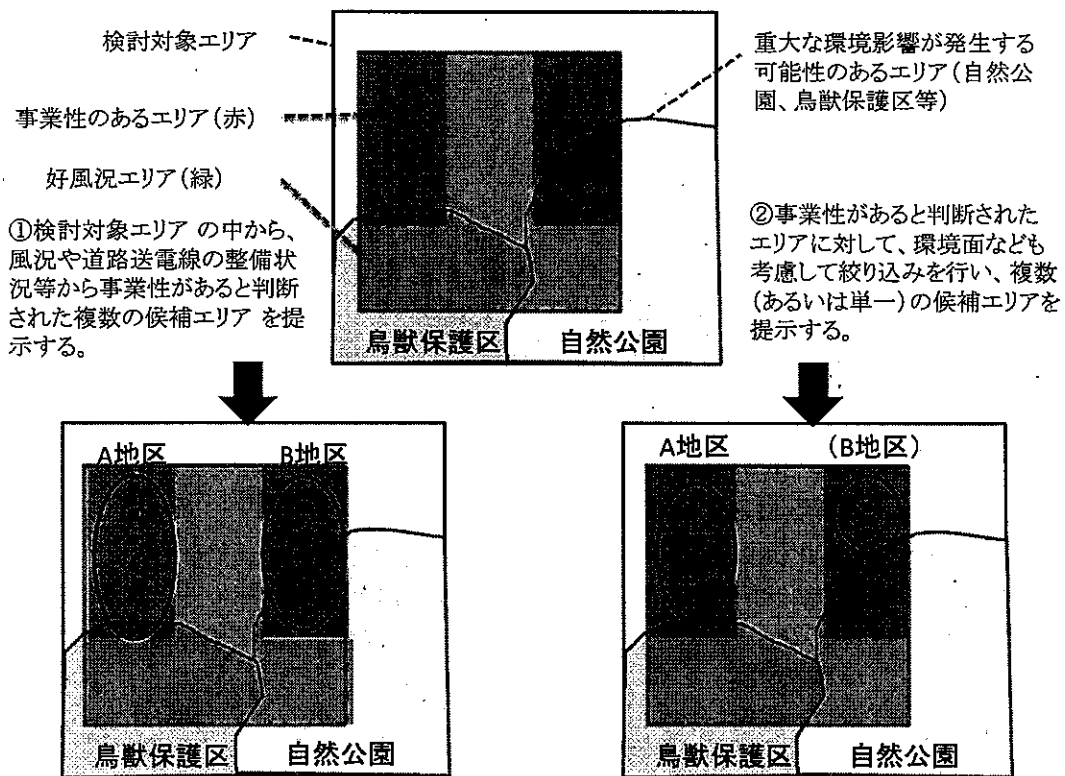


図 2-2-1 複数案設定の考え方の例

⁶ 事業可能性の検討対象となる地域全体の地理的範囲。

⁷ 複数案として示す地理的範囲。

注) 主務省令においては、「構造等の複数案」と表現されているが、風力発電においては、位置・規模による影響の程度の差も大きい場合があること、また計画熟度によっては配置・構造の具体的な想定が難しい場合もあること等から、位置・規模に係る検討が重要になると考えられる。特に自然公園や鳥獣保護区等及びその近傍において風力発電事業を実施する場合、景観や野生動植物(特に鳥類)等への影響が大きくなることが考えられ、慎重に検討する必要がある。

○配置・構造に関する複数案設定の考え方の整理

- 風況条件等から、他の位置・規模での事業性が成立しないことが明確である場合や、既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合(例えば、自治体が風力発電の事業立地を選定し、事業者を誘致する場合等)等においては、位置・規模の複数案の設定が困難であるため、重大な環境影響の回避、低減のために配置・構造に係る複数案を、事業実施想定区域の形状を明確にした上で検討していくことが重要となる。
- 風力発電事業の配置・構造に係る複数案を検討する際には、以下に示すようないくつかの視点が考えられる。
 - 事業全体の総出力が同じでも、単機出力が大きい風力発電機を少数配置するのか、あるいは単機出力が小さい風力発電機を多数配置するのか⁸。
 - 候補エリアの中で、どの場所に風力発電機を設置するのか。
- 配置・構造に関する複数案を、どのような方法で設定するのかについて整理することがポイントとなる。

○「ゼロ・オプション」の取り扱いについての整理

- 基本的事項では、「位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき」とある。
- 一方、“事業者が自ら提供できない施策”をゼロ・オプションとして想定することは、現実的でないという考え方もある。また民間事業においてはゼロ・オプションを想定することは現実的でないという意見もある¹⁰。
- ゼロ・オプションを設定するかどうかについて整理すること、またゼロ・オプションを設定しない場合は、その理由を明示することが検討ポイントとなる。

○単一案を設定した理由・根拠の明示

- 風力発電事業の適地は風況(強度、性質等)や社会インフラの整備状況(道路、送電線等)に大きく制約を受ける。

⁸ 例。総出力が3万kWの事業を考える際に、単機出力1,500kW/基×20基とするのか、2,000kW/基×15基とするのか。

⁹ 計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)においては、「事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実的とは言えない」と解説されている。

¹⁰ 例えば、ゼロ・オプションとして、別の事業種(例、太陽光発電等)を想定することも考えられるが、このような施策は、民間の風力発電事業者が自ら提供することは難しい場合も多くあると考えられる。

- そのため、地域の状況によっては位置・規模について単一の案しか提示できないことも想定される。その場合には、配置・構造の複数案を検討する等、可能な限り複数案を想定することが望ましいが、地域状況、検討経緯等から配置・構造についても単一案を設定する場合は、設定した理由・根拠（例、他の候補エリアでは事業が成立しないことを示すデータ）や経緯（例、環境配慮の検討の経緯、自治体や地元関係者との協議の経緯等）等を示すことが検討ポイントとなる。

国レベルでの文書における記述

国レベルでの文書における複数案の設定の方法に関する記載としては、以下のものがある。

■基本的事項

- 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とする。
- 位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき旨を計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- 位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

■発電所 主務省令

（構造等に関する複数案の設定）

- 第三条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案（以下「構造等に関する複数案」という。）を適切に示すものとする。ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。
- 2 前項の規定による構造等に関する複数案の設定に当たっては、第一種事業を実施しない案を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

複数案の設定の方法に関する参考資料（文献情報、検討事例等）

計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおける記述

- 複数案設定の留意点として以下の事項を挙げている。
 - 1) 計画段階配慮において設定する複数案は、事業の目的の達成が可能なものであれば、必ずしも全てが環境影響評価法の対象事業種、対象規模ではなくてもよい。
 - 2) 位置・規模の複数案の設定が困難な場合とは、①立地条件等から他の位置・規模での事業実施が不可能あるいは事業目的が達成できない場合、②既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合、その他が想定される。
 - 3) 計画熟度が低く規模すらも決まっていないような段階に計画段階配慮を実施する場合にも、事業として想定し得る範囲内でバリエーションをつけた複数案を設定するこ

とが望ましい。こうしたケースでは、設定する複数案の中に最終案となる案が含まれないこともあり得る。

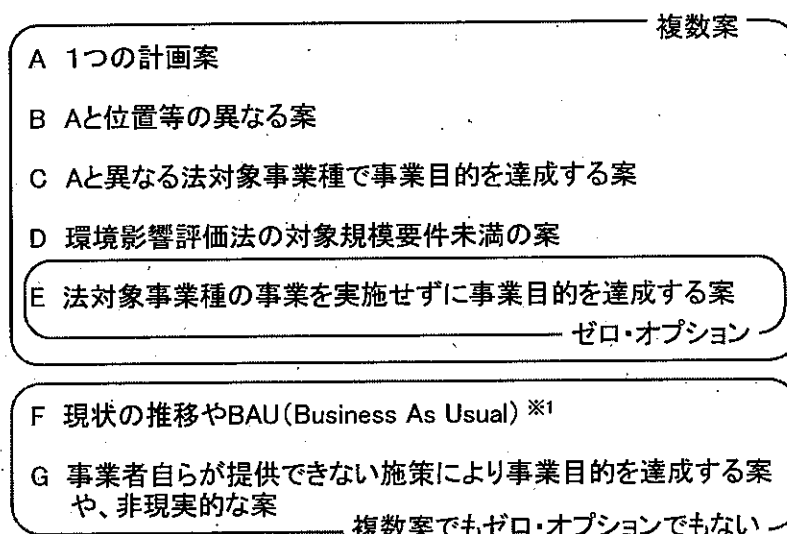
4) 計画段階配慮において設定する複数案は、その設定の考え方について説明されることが望ましい。

5) 事業計画の熟度に応じて適切に複数案を設定することが望ましい。

6) その他 (複数案からの絞り込み、複数案の設定数)

○ゼロ・オプションに関する留意点として以下の事項を挙げている。

- 1) ゼロ・オプションは、法対象事業種の事業を実施しない案であり、「複数案の一つ」である。
- 2) 現状や現状推移結果であるBAU(Business As Usual)はゼロ・オプションには該当しない。ただしBAUと事業案の比較は環境影響を把握する上で有効である。
- 3) 複数案の一つに法対象事業種以外の事業による案が設定される場合は、これをゼロ・オプションとして取扱う。



※1) 「現状」や「BAU」は一般に事業目的を達成しうる複数案の一つとして設定されない場合

図 2-2-2 複数案とゼロ・オプションの考え方について

○配慮書では複数案を設定することを基本とするが、事業特性・地域特性から複数案を設定することが現実的でない場合にはやむを得ず単一案となる場合もある。ただし、単一案の場合には複数案を設定できなかった理由を示すことが必要である。

○複数段階で配慮書案を作成する場合には、それぞれの段階で設定する複数案について、環境面の検討経緯を示すことが望ましい。

先行実施モデル事業における検討事例

○風況等の事業条件を満たす地域が複数存在していること等から、全事業において、位置・規模の複数案を想定している。

2. 3 調査・予測・評価の対象範囲について

(1) 重大な影響を及ぼす可能性のある環境要素(重大な環境影響)

風力発電事業における検討ポイント

風力発電事業の場合において、重大な環境影響をどのように選定するかについて検討する際のポイントを以下に示す。

○環境影響を及ぼす可能性のある範囲の想定

- 風力発電事業では、特に景観のように、隣接市町村よりもさらに遠くの市町村に対する影響が考えられる場合がある。
- 環境影響を及ぼす可能性のある範囲を、最も広範囲に影響を及ぼす環境要素から想定することが検討ポイントとなる。

○重大な環境影響の選定の理由・判断基準の明示

- 風力発電で重大な影響を及ぼすおそれのある環境要素(重大な環境影響)としては、これまでの環境影響評価等の実績や専門家意見を踏まえると、「騒音・超低周波音」、「動植物・生態系(特に鳥類)」、「景観」等が想定される。
- 一方で、方法書以降の段階で回避・低減が可能と考えられる項目、影響が工事中等の一時的であり、かつ影響が軽微であることが想定される場合には、配慮書ではなく、方法書以降で取扱うことができる。
- 事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該要因によって重大な影響のおそれがある環境要素を選定し、その理由・判断基準を明示することが検討ポイントとなる。

国レベルでの文書における記載

国レベルでの文書における重大な影響を及ぼす可能性のある環境要素(重大な環境影響)に関する記載としては、以下のものがある。

■基本的事項

- 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の主務省令ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- 環境の状況その他の事情に基づく判定基準
環境の状況その他の事情に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。
ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合
例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。
(ア) 閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される汚染物質が滞留しやすい地域において、当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある場合
(イ) 学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境

- の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (ウ) 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境その他、次に掲げる重要な自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある場合
- (i) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な弱い自然環境
 - (ii) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
 - (iii) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地帯、地域において重要な機能を有する自然環境
 - (iv) 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地域のうち、地域を特徴づける重要な自然環境

イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合
 例えば、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づき送料規制基準が定められた地域、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に基づき自然公園として指定された地域等法令により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合
 例えば、環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

■発電所 主務省令

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（本条において「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合においては、前条の規定により把握した配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として配慮書事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。なお、この場合において、第一号に掲げる影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

一 第一種事業の工事の実施（第一種事業の一部として、第一種事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

二 第一種事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は当該工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって第一種事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

- ハ その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）
- (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
- イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 - ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）
- 5 第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第一項の規定により選定された事項(以下「選定事項」という。)として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

表 2-3-1 風力発電所の環境影響評価に係る参考項目

影響要因の区分			工事時			供用時		
			工事中 資材等 の搬出 入	建設機 械の稼 働	造成等の 施工によ る一時的 な影響	地形改変 及び施設 の存在	施設の 稼働	
環境要素の区分	環境の自然的 構成要素 の良好な状 態の保持	大気 環境	大気質	窒素酸化物 粉じん等				
			騒音 振動	騒音及び超低周波音 振動				
		水環 境	水質	水の濁り				
	底質		有害物質					
	その 他の 環境	地形及 び地質	重要な地形及び地質					
		その他	風車の影					
	生物の多様 性の確保及 び自然環境 の体系的保 全	動物		重要な種及び注目すべ き生息地（海域に生息 するものを除く。）				
			海域に生息する動物					
植物			重要な種及び重要な群 落（海域に生育するも のを除く）					
			海域に生育する植物					
生態系		地域を特徴づける生態 系						
人と自然との 豊かな触 れ合いの確 保	景観		主要な眺望点及び観光 資源並びに主要な眺望 景観					
	人と自然との 触れ合いの活 動の場		主要な人と自然との触 れ合いの活動の場					
環境への負 荷の量の程 度	廃棄物等		産業廃棄物					
			残土					

重大な環境影響に関連する参考事例（文献情報、検討事例等）

計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおける記述

○重大な環境影響の選定の留意点として以下の事項を挙げている。

- 1) 重大な影響の恐れのある環境要素は、事業特性、地域特性を勘案して設定することを基本とする。
- 2) 事業による負の影響だけではなくプラスの効果をもたらす影響についても積極的に対象とすることが望ましい。
- 3) これまでの環境影響評価等の実績を踏まえて、EIA 段階での環境保全措置により回避・低減が可能と考えられる項目や、影響が可逆的であったり、短期間であったりする等の項目については、配慮書での取扱いの必要性を吟味した上で、重大な環境影響として取り扱わないこととする（方法書以降で取扱いを再検討する）ことができる。

○技術ガイド（案）で示された重大な環境影響の考え方を表 2-3-2 に示す。

表 2-3-2 計画段階配慮手続に係る技術ガイドで示された重大な環境影響の選定の考え方(1)

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
騒音・超低周波音	騒音・超低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	騒音規制地域（騒音規制法）等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準（騒音）の未達成地域 ・要請限度の超過地域（騒音規制法） ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
動物・植物	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な種の生息生育環境の改変 ・長大構造物による生息場所やネットワークの分断、断片化 ・重要な種が特別に利用する地域での障害（渡りルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数が少ない、分布域が限られる、利用する生息・生育環境が限られる、移動能力が小さい種等 ・環境の変化に対し、個体数や繁殖率等が変動しやすい種等 ・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は内湾・湖沼等の事業の影響による変化が生じやすい環境に依存する種等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、地方自治体の文化財保護条例に基づき指定された天然記念物 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種 ・環境省レッドリスト掲載種 ・地方自治体のレッドデータブック掲載種 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた生息地等保護区 ・ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 ・「植物群落レッドデータブック（財団法人 日本自然保護協会 平成 8 年 4 月）」に掲載されている群落 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域により注目されている種、集団繁殖地 等

表 2-3-2 計画段階配慮手続に係る技術ガイドで示された重大な環境影響の選定の考え方(2)

環境要素の区分	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 重要な生息・生育環境の改変 長大構造物による生息場所や生態系ネットワークの分断、断片化 生物が特別な利用する地域での障害(渡りルート等) 河川、海域の流砂系の改変等 	<ul style="list-style-type: none"> 自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 運河、内湾等の閉鎖性水域等 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然保護区域 自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 緑地保全地区(都市緑地保全法) 鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境等 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域等
景観	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源、眺望点を直接改変 眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めの変化 視認性の高い長大構造物による周辺からの眺めの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源、眺望点 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園) 自然環境情報図(自然環境保全基礎調査)における自然景観資源等 市町村による環境基本計画、景観形成計画での地域の景観目標等 文化財保護法による天然記念物等 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山(二次林、人工林)農地、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で減少・劣化しつつあるもの 都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 社寺、史跡等 長距離自然歩道等

※風力発電事業の特徴から特に関連すると考えられる環境要素を取上げている。

その他については「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」を参照。

先行実施モデル事業における検討事例

○騒音、動物、植物、生態系、景観については全事業において選定されている。一方で、人と自然との触れ合いの活動の場、風車の影については、2事業において選定されている。プラスの環境影響としては、温室効果ガス削減量が各事業において算定されている(ただし、複数案選定の判断材料としては使われていない)。

○各事業における重大な影響を及ぼす可能性のある環境要素(重大な環境影響)の選定結果及び考え方等を以下に示す。

2. 4 調査・予測・評価の具体的方法について

(1) 調査、予測及び評価の手法の選定に関する留意点

風力発電事業における検討ポイント

風力発電事業の場合において、調査、予測及び評価の手法の選定について検討する際のポイントを以下に示す。

○手法選定に関する客観的な理由等の明示・担保等

- 調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定した手法により事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるという客観的な理由の明示・担保等を図ることが検討ポイントとなる。

○既存資料等に基づいた定量的予測方法の検討

- 予測は、複数案の比較可能な形であれば、比較的簡易な方法を選定することも考えられる。
- 科学的知見の蓄積、既存資料の充実の程度、計画熟度等に応じ、可能となる定量的予測方法を検討することがポイントとなる。

○既存資料のみで判断できない場合等の対応方法の検討

- 重大な環境影響の回避、低減を図るために行う配慮書手続では、原則として既存資料により調査をするとされている。
- 事業実施想定区域において、参考となる既存資料がない場合（例えば、沖合海上において“重要な自然環境のまとまりの場”をどのように定義するかが不明といった場合）について、どのような考え方や根拠により、調査、予測及び評価の手法を選定するかが検討ポイントとなる。

○「重大な環境影響」について判断するために必要な既存資料の範囲の検討

- 重大な影響について判断するために必要な「情報」はどのようなものであり、それを集めるためには、どのような資料を収集すべきかについて検討することがポイントとなる。

国レベルでの文書における記載

国レベルでの文書における調査、予測及び評価の手法の選定に関する記載としては、以下のものがある。

■ 基本的事項

- 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。
- 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及びおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

■ 発電所主務省令

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法
- 二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項 まとまって存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱(ぜい)弱なもの
 - ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。)並びに氾(はん)濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵(かん)養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの
 - ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。)並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し

これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量及び最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度をそれぞれ把握する手法

(調査の手法の選定の留意事項)

第七条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法（専門家等から科学的知見を聴取してもなお必要な情報が得られないときは、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法））

三 調査の対象とする地域（次条において「調査地域」という。） 第一種事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、法令等により情報の収集、整理又は解析の手法が定められている環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

(予測の手法の選定の留意事項)

第八条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、科学的知見の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

- 2 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

(評価の手法の選定の留意事項)

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 第三条の規定により構造等に関する複数案が設定されている場合は、当該構造等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較すること。
- 二 構造等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 前二号の場合において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は当該目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。この場合において、第一種事業の工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかをできる限り検討すること。
- 四 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(調査、予測及び評価の手法の選定の留意事項)

第十条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法（この条において「手法」という。）の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 前条までの調査、予測及び評価の結果、構造等に関する複数案（第三条の規定により設定されている場合に限る。本項において同じ。）の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

調査、予測及び評価の手法の選定に関する参考事例（文献情報、検討事例等）

計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおける記述

○調査、予測及び評価の手法の選定に関する留意点として以下の事項を挙げている。

- 1) 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるよう

に選定する。また、選定の理由を明らかにする。

- 2) 予測は、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、また、計画熟度に応じ、可能な限り定量的に行うことに努める。
- 3) 予測及び評価の手法の選定にあたっては環境要素間の関係に留意する。
- 4) 調査、予測及び評価の手法の選定にあたっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。

○既存資料の収集に際しては、資料が作成された時期及び資料の客観性について留意する。

先行実施モデル事業における検討事例

○先行実施モデル事業では、既存資料を中心とした調査に加え、必要に応じて地域主体や専門家にヒアリングを行っている。

○先行実施モデル事業の調査、予測、評価等に対する専門家意見として、以下のような点が挙げられている。

(地形・動物・植物)

- 地形や自然植生等へのインパクトの大きさがイメージしやすいように、事業規模により想定される土地改変面積を示すことが望ましい。
- 「重要な植物群落」や「重要な自然環境のまとまりの場」を検討する情報としては、様々なタイプの群落が統合されている「植生自然度図」を用いるのではなく、特定植物群落などの「群落調査結果」や「現存植生図」を使用することが適切である。
- 地形情報については、自然特性への影響を判断する材料の一つとして、国土数値情報の傾斜情報を取り扱うという考え方もある。

(騒音)

- 近年の風車の大型化の傾向を考慮して騒音の到達距離を長くみることが望まれる。

(景観)

- 主観的な情報のみならず客観的な情報を併せて整理するべきである。

(5) 評価（環境影響の比較）の手法

風力発電事業における検討ポイント

風力発電事業の場合において、評価（環境影響の比較）をどのように行うかについて検討する際のポイントを以下に示す。

○環境影響の比較方法の検討

- 評価は、複数案間における重大な環境影響の比較整理により行うことが基本となるが、これは、環境要素ごとの影響の比較整理を行った上で、総括として各案の環境影響に関する特徴を整理するといった意味合いであり、必ずしも複数案間の優劣を付けるといった総合評価までを求めるものではない¹¹。
- 環境影響の比較整理についての具体的方法としては、以下のようなものが考えられる。
 - 評価レベル（A, B, C等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理する方法。（評価レベルを設ける場合には、その判断基準について、科学的・論理的に妥当性を持って示すことが必要となる）
 - 評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理する方法等
- また国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合性についても可能な限り検討することが望ましい。
- 環境影響の比較方法について検討することがポイントとなる。

○単一案の場合における評価方法の検討

- 単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行うことが必要となる。
- またその評価方法は、可能な限り定量的な評価とすることが望ましい。このような点を勘案し、単一案の場合の評価方法を検討することがポイントとなる。

○「重大な環境影響」以外の環境要素を取り扱う必要性に関する判断

- 重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がある等の場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても可能な限り比較整理を行うことが望まれる。
- 「重大な環境影響」以外の環境要素に関する取り扱いの必要性の有無や、それら比較整理の方法について検討することがポイントとなる。

¹¹ 風力発電の場合、位置・規模に関する複数案として示された事業予定地が、環境影響及び事業採算性から許容できるのであれば、提示した複数案の全て（又はそのほとんど）の事業予定地で、事業の実施が進められる可能性もある。このような場合、複数案間で優劣をつけることの必要性は高くないと考えられる。

○プラスの環境影響の種類・内容の検討

- 風力発電事業は、環境・エネルギー対策としての側面を有するため、事業による負の影響だけではなくプラスの効果をもたらす影響を示すことで事業意義がより明確になる。風力発電によるプラスの影響としては、「温室効果ガスの削減」が考えられる。
- 風力発電事業実施によるプラスの環境影響の種類・内容を検討することがポイントとなる。

国レベルでの文書における記載

国レベルでの文書における評価（環境影響の比較）の手法に関する記載としては、以下のものがある。

■基本的事項における記載事項

- 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらと比較することを基本とする。
- これらの場合において、国または地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。
- 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらと比較するものとする。
- 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

■発電所 主務省令

(検討結果の整理)
第三十条 (略)

- 2 第二十八条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。
- 3 構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

評価（環境影響の比較）の手法に関する参考事例（文献情報、検討事例等）

計画段階配慮手続に係る技術ガイドにおける記述

- 評価（環境影響の比較）の手法として以下の事項を挙げている。
 - 1) 評価は、複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする。
 - 2) 環境要素ごとの影響の比較整理を行った上で、総括として複数案の環境影響に関する特徴を整理することが望ましい。
- 単一案の場合の評価方法は、事業計画の熟度が高い場合など、可能な場合は EIA に準

じた方法で、調査、予測及び評価を行う。

○評価は、複数案における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする。重大な環境影響は、法令等により基準となる値が設定されている場合は比較を行いやすいが、環境要素によっては基準等が明確でない場合もあることに留意する必要があるとしている。

○評価の表現方法の例としては、表 2-4-13 のようなものが考えられる。

○風力発電事業に関連が強いと考えられる騒音・超低周波音の環境要素に関する評価指標を転載する（表 2-4-14）。

表 2-4-13 評価の表現方法の例

評価手法	A 案	B 案	C 案	留意点等
定量的な予測結果の表示（例：埋め立て面積）	50ha	70ha	30ha	面積が小さい場合でも、重大な影響が生じる場合があり、必ずしも1つの指標で判断するものではないことに留意する。
定性的な予測結果の表示	既往の事例によると影響は小さい	既往の事例によると影響は大きい	既往の事例によると影響はほとんどない	重大な影響の有無も含め、感覚的にわかりやすい。判断の根拠が主観的な表現になりやすい。
順位による表現	2位	3位	1位	複数案による優劣はわかりやすいが、そもそも重大な影響の有無や影響の程度の差は分からない。
記号による表現	○	△	◎	重大な影響の有無も含め、感覚的にわかりやすい。記号の選び方が主観的になりやすい。
基準値との違い	1.0	1.4 (A案を1として)	0.6 (A案を1として)	基準値に環境基準を用いる場合や、最も影響の小さい案での値を用いる場合、現状の値を用いる場合などが考えられる。

表 2-4-14 騒音・超低周波音の評価指標一覧

評価指標	評価の視点	予測	備考
①事業計画地周辺の土地利用（類型指定）	土地利用の状況	定性	位置の検討段階で、事業計画地周辺の土地利用（類型指定）、用途地域が把握できる場合
②事業計画地周辺の現況騒音又は超低周波音	現況騒音レベルが低いこと	定量	位置の検討段階で、事業計画地周辺の環境基準達成状況が把握できる場合
③事業計画地周辺の環境基準達成状況	環境基準が達成されていること	定性	位置の検討段階で、事業計画地周辺の被影響対象の分布状況が把握できる場合
④事業計画地から一定の範囲内に存在する、被影響対象の数や量又は範囲	被影響対象の数、量、範囲が少ないこと	定量	位置・規模の検討段階で、事業計画地周辺の被影響対象の分布図が把握できる場合
⑤事業計画地周辺で重要な被影響対象までの離隔距離	重要な被影響対象までの離隔距離が大きいこと	定量	同上
⑥騒音・超低周波音を発生する活動量	事業計画に伴い発生する活動量が少ないこと	定量	騒音・超低周波音に係る活動量が想定される場合
⑦騒音又は超低周波音の発生強度	騒音・超低周波音の発生強度が小さいこと	定量	騒音・超低周波音に係る発生強度（騒音の場合はパワーレベル等）が想定される場合
⑧被影響対象に対しての騒音レベル又は超低周波音圧レベル（EIAでも適用される手法）	騒音レベル・超低周波音圧レベルが小さいこと	定量	騒音・超低周波音の予測に必要な条件がそろっている場合

（注）本表は風力発電所に特化したものではなく対象事業全般を想定したものである。

事業概要およびこれまでの経緯

1. 事業概要

- (1) 事業名 (仮称) 米原風力発電事業
(2) 事業者 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川隆久
(3) 事業内容 風力発電所(陸上)の設置
(4) 事業規模 最大 23,800 kW
(5) 事業実施想定区域 滋賀県米原市並びに岐阜県不破郡関ヶ原町

2. 手続きの経緯等

(1) これまでの手続き

- ・配慮書の提出 平成 29 年 11 月 10 日
 - ・配慮書の公告・縦覧 平成 29 年 11 月 14 日～12 月 15 日(予定)
 - ・住民意見の受付 平成 29 年 11 月 14 日～12 月 15 日(予定)
 - ・第 1 回 審査会 平成 29 年 12 月 4 日(本日)
 - ・第 2 回 審査会 平成 30 年 1 月 11 日(予定)
-

(2) 縦覧について

- ・滋賀県庁 4 階琵琶湖環境部環境政策課(大津市京町 4-1-1)
- ・滋賀県湖北合同庁舎 3 階湖北環境事務所(長浜市平方町 1152-2)
- ・米原市役所伊吹庁舎 1 階経済環境部環境保全課(米原市春照 490-1)
- ・米原市役所山東庁舎 1 階山東自治振興課(米原市長岡 1206)
- ・多賀町役場 1 階産業環境課(犬上郡多賀町多賀 324)
- ・岐阜県庁 6 階環境生活部環境管理課(岐阜市藪田南 2-1-1)
- ・関ヶ原町役場 2 階水道環境課(不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58)
- ・大垣市役所 2 階生活環境部環境衛生課(大垣市丸の内 2 丁目 29)
- ・大垣市上石津地域事務所市民福祉課(大垣市上石津町上原 1380)
- ・事業者のウェブサイト <http://www.jre.co.jp/>

